

5 歳児健康診査モデル事業の実施について

5 歳児健康診査（以下「5 歳児健診」という。）については、令和 5 年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランにおいて補助事業が創設され、令和 6 年 8 月には、こども家庭庁から令和 10 年度までに全国の自治体での実施を目指すことが示されました。

区では、令和 10 年度からの本格実施を見据え、この間、庁内検討会を設置し、福祉・教育分野との連携や杉並区医師会との意見交換を行いながら、準備を進めてきたところです。

これまでの検討を踏まえた結果、円滑な実施に向けた実効性のある体制を整備する等の必要があるため、以下のとおり、5 歳児健診のモデル事業を実施することとしましたので、報告します。

1 5 歳児健診の概要

目的	言語の理解能力や社会性が高まる 5 歳児に対して健康診査を行い、発達の特徴を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。
対象者	実施年度に満 5 歳になる幼児
実施方法	原則として集団健診
健診内容	発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項の確認と保健指導、必要に応じ専門相談等

2 主な課題

5 歳児健診は、個々の成長や発達の評価に加え、集団における立ち振る舞いを通じて社会的発達の状況を把握することを特徴としている。あわせて、養育環境や社会的支援の状況等を踏まえ、必要な保健指導等を行い、適切な支援へつなげることを目的としている。

このため、発達上の課題に関する相談対応や、保健、福祉、教育をはじめとする多職種による連携が必要となることから、次の点が課題となる。

- 発達面等に関する相談ニーズに適切に対応するためには、専門相談に十分な時間を確保することが求められる。こうした対応を行いながら健診を円滑に実施するため、医師及び保健師に加え、心理士をはじめとする専門相談を担う関係職種など、多職種の専門人材を含めた効果的な人員配置を行うとともに、効率的な健診運営体制を整備する必要がある。
- 新たな健診であることから、事業の意義や効果について理解が得られなければ、受診につながりにくいことが想定される。そのため、事業内容や受診のメリットを分かりやすく周知するとともに、健診に関する情報を早期に提供するなど、受診促進に向けた取組が必要である。

3 モデル事業の概要

(1) 対象

次の区立保育園・子供園の4歳児クラス（当該年度に満5歳になる幼児）に在籍する幼児を対象とする。

保育園8園	大宮前保育園、四宮保育園、和泉保育園、成田保育園、 荻窪南保育園、西荻北保育園、井草保育園、松ノ木保育園
子供園3園	下高井戸子供園、成田西子供園、高井戸西子供園

(2) 規模（予定）

約200人

(3) 実施方法

対象児の保護者及び保育者に対してWebアンケート（以下「アンケート」という。）を実施（一段階目）したうえで、発達等に課題があると考えられる幼児を対象に、医師が診察する健診（二段階目）を行う「二段階方式」により実施する。

- 一段階目では、対象児の発達状況等を把握するため、保護者を対象にアンケートを実施し、対象児の日常の様子について回答を得る。保護者による回答後、当該児の保育者に対してアンケートを行い、園における様子について回答を得る。これらの結果を基に、発達等に課題があると考えられる幼児（以下「受診勧奨児」という。）を抽出する。なお、アンケートの実施及び受診勧奨児の抽出に係る業務については、他自治体における5歳児健診での活用実績を有する事業者に委託する。
- 二段階目では、受診勧奨児を対象に、荻窪保健センター及び高井戸保健センターにおいて医師による診察等を実施する。あわせて、子育て相談や心理発達相談、教育相談などの専門相談を行うとともに、多職種によるカンファレンスを実施し、対象児に応じた支援方針を決定する。
- 健診後のフォローアップとして、カンファレンスにより決定した支援方針に基づき、保健、福祉、教育の各分野の専門職が、対象児及び家庭の状況に応じた適切な支援を行う。

(4) 検証体制等

- 実施に当たっては、杉並区医師会等で構成する連絡会を設置し、意見聴取を行う。
- 有効な健診の実施方法、健診従事者の確保方法、効果的な事業周知方法、健診後の支援体制等について検証し、全5歳児を対象とした本格実施に向けた課題等の整理を行う。

(5) 補助制度

母子保健衛生費補助金（国補助率1/2）及び区市町村発達検査体制整備支援事業補助金（都補助率10/10）を活用する。

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和8年	9月～	モデル事業におけるアンケート等の実施（一段階目）
	12月	モデル事業における医師が診察する健診等の実施（二段階目）
	12月～3月	モデル事業の検証
令和9年度		検証結果を踏まえたモデル事業の実施
令和10年	4月～	本格実施